

新型コロナウイルスに係る岐阜市中小企業融資制度の改正について（通知）

中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じている現状を踏まえ、経済産業大臣から危機関連保証が発動されたことから、岐阜市では、新型コロナウイルス感染症により著しい信用収縮が生じている市内中小企業者等への資金繰り支援措置として、岐阜市中小企業融資制度に「ぎふし危機関連資金」を創設いたします。

また、既存の「経営環境変動対策資金」のセーフティネット支援枠の内容を一部改正します。岐阜市中小企業融資制度の改正の概要は、以下のとおりです。

記

1 施行時期

令和2年3月19日（木）

2 「ぎふし危機関連資金」の概要

(1) 融資対象者

中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて、岐阜市長の認定を受けた中小企業者等とする。

(2) 融資限度額 2億8,000万円（うち 無担保は8,000万円）

(3) 融資期間 運転資金10年以内（据置2年以内）
設備資金10年以内（据置2年以内）

(4) 融資利率 年1.10%（固定金利）

(5) 信用保証料 岐阜市が全額補填

(6) 返済方法 元金均等月賦返済

(7) 担保 必要に応じ求める

(8) 取扱金融機関 市内に本支店のある金融機関（岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る）

3 「経営環境変動対策資金」セーフティネット支援枠の改正内容

(1) 融資限度額 2億8,000万円（うち 無担保は8,000万円）

（現状の1億円から、セーフティネット保証認定により利用可能となる2億8,000万円に変更する。）

【問合せ先】

岐阜市 商工観光部
産業雇用課 経営支援係
電話 058-214-2358(直通)